



福岡医発第 1669 号 (地)
令和 2 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の
手引きについて

平成27年度から市町村が行う事業として、地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業が創設され、これまでも厚生労働省から本事業の推進について手引き等が示されているところです。

今般、第8期介護保険事業（支援）計画期間から、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、標記手引きの改訂が行われ、各都道府県等介護保険主管部（局）長宛に通知を発出した旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

主な改訂内容としましては、これまでの8つの事業を踏まえつつも、次のステップに向け、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図れるよう、また、最近の動向を踏まえ、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を更に進められるように事業構成の見直しに関する内容が記載されております。

なお、新たな手引きにつきましては、下記のとおり厚生労働省ホームページ内及び日医ホームページメンバーズルーム内に掲載されておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 3）

厚生労働省ホームページ内 掲載URL

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>)

日医ホームページメンバーズルーム内 掲載URL

(<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>)

(介 120)

令和 2 年 9 月 4 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成27年度から市町村が行う事業として、地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業が創設され、これまでも厚生労働省から本事業の推進について手引き等が示されているところです。

今般、第8期介護保険事業（支援）計画期間から、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、標記手引きの改訂が行われ、各都道府県等介護保険主管部（局）長宛に通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

主な改訂内容としましては、これまでの8つの事業を踏まえつつも、次のステップに向け、市町村が地域のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決が図れるよう、また、最近の動向を踏まえ、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を更に進められるように事業構成の見直しに関する内容が記載されております。

なお、新たな手引きにつきましては、日医ホームページ_メンバーズルーム_介護保険_地域支援事業のページにも掲載することを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver.3）

厚生労働省ホームページ内 掲載URL

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>)

日医ホームページメンバーズルーム内 掲載URL

(<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>)

【添付資料】

- ・介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて（令2.9.2 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課長）



事 務 連 絡

令和2年9月2日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課長

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）において、「地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組を更に進められるよう、現行の事業体系の見直しが必要である。」とされました。

これを踏まえ、第8期介護保険事業（支援）計画期間から、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、今般、手引きの改訂を行い、各都道府県等介護保険担当主管部（局）宛に発出しましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 3）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

老老発 0902 第 1 号
令和 2 年 9 月 2 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

平成 29 年 10 月 25 日付け老老発 1025 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知によりお示ししてきた標記の手引きについては、第 8 期介護保険事業（支援）計画期間から、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、今般、手引きの改訂を行ったところである。

新たな「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 3）」については、厚生労働省ホームページに掲載をしているところであるので、御了知の上、管内各市町村に周知を図るとともに、実施の参考にされたい。

なお、第 8 期介護保険事業（支援）計画期間に向け、在宅医療・介護連携推進事業に関する介護保険法施行規則についても、見直しを行うことを予定していることを申し添える。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 3）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

※手引きの主な改訂内容については、都道府県等の担当者への研修会で説明を予定

【担当】

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線 3992、3993）

FAX：03-3595-4010